

## NPO日本消化器がん検診精度管理評価機構

### 平成23年度秋期理事会議事録

1. 日時：平成24年1月14日(土曜日) 13:00～13:50
2. 場所：東京医科歯科大学M&Dタワー2階会議室
3. 出席者数：理事総数66名中48名参加、そのうち会議出席22名、書面表決26名

会議出席者22名、議決権行使書による表決者26名であることから、本理事会における審議は成立することが事務局水谷勝理事より宣言された。次いで、定款第34条に従い、本理事会の議長には細井董三理事長が指名された。また、議事録署名人には入口陽介理事、木村俊雄理事が推挙され全会一致で承認された。引き続き細井議長が開会を宣言した。

本議事録には、議事の進行にそって第1号議案・第2号議案(審議案件)と審議結果および第3号議案から第6号議案(報告案件)を順に記した。

なお、初出を除いて発言者氏名は略した。

#### 第I部

##### 審議案件

#### 1 第1号議案：胃がんX線検診技術部門B資格検定制規定改正案

佐藤清二X線精度管理・評価委員会副委員長が説明した。平成24年度以降も本年度と同様に技術B検定を実施することとし、本年度の開催経験と各支部からの意見をもとに、技術B検定制規定改正案を起案したため審議を依頼した。続いて審議に入り、長谷川圭三理事より支部医師・技師代表が推薦する実施委員を必ず置かなければならないのかと質問があり、佐藤副委員長より支部医師代表あるいは支部技師代表が実施委員になる場合は別に推薦する必要は無いとの回答がなされた。決が採られ、出席理事22票、議決権行使書25票の賛成、議決権行使書1票の反対により、本案は可決された

#### 2 第2号議案：定款第9条および第43条の改正案

鶴田副事務局が説明した。第9条(会員の資格の喪失)に関し、会費3年間未納の場合は除名とする、ただし未納分の会費を完納した時点で除名処置を無効とする、という項目の追加が提案された。また、第43条(事業年度)に関し、従来の期間を変更し、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる、とする改正案が提示された。

続いて審議に入り出席理事22票、議決権行使書26票の賛成により、本案は可決された。出席理事からの質問はなかった。

#### 第II部

##### 報告案件

#### 3 第3号議案：平成23年度胃がんX線検診技術部門B資格検定制の実施報告

佐藤X線精度管理・評価委員会副委員長が説明した。平成23年9月4日に全国7支部で平成23年度技術B検定を実施、635名が受験し、技術部門検定制委員会による合否判定会議の結果、合格者は541名、合格率85.2%となり、本結果はX線精度管理・評価委員会ならびに運営委員会により承認された旨が報告された。今後は技術部門B資格検定制実施委員会において技術B検定の内容・合否判定の分析結果を報告し、今後の検定のありかたについて検討すると報告された。

4 第4号議案：胃がんX線検診読影部門B資格検定試験実施計画の報告

吉田諭史X線精度管理・評価委員会委員が説明した。X線精度管理・評価委員会および運営委員会では検定試験のグラウンドデザイン2009に従い、胃がんX線検診読影部門B資格検定試験実施計画を立案し、その概要について提示があった。今後、他委員会や各支部の意見を取り入れ、調整した後に、読影B検定制度規定案とともに平成24年度春期理事会で審議をお願いしたいと、発言があった。

5 第5号議案：読影B検定実施に向けた読影に関する講習会開催計画の報告

続けて吉田委員が説明した。平成24年度末の読影部門B検定を計画するにあたり、平成23年度末から平成24年12月ごろまでの間に、読影に関する講習会を開催したいと提案された。ただし、本案は読影B検定の実実施計画と同様、詳細については今後、他委員会や各支部の意見を取り入れ、意見を調整したいとの説明があった。

6 第6号議案：平成22年度決算書の報告

鶴田副事務局長が説明した。まず、前もって理事に郵送した報告書を差し替えることとなった事についてお詫びがあった。平成22年度単年度では1,032,046円の赤字決済となった旨が報告された。次いで、原田容治監事が、本決算書は適切であると報告した。(詳細につきましては後日改めてご報告いたします)

追加報告はなかった。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成24年1月

議	長	理事長	細井	董三
議事録署名人		理事	入口	陽介
		理事	木村	俊雄

## NPO 日本消化器がん検診精度管理評価機構

### 胃がん X 線検診技術部門 B 資格検定制度規程**改正案**

#### (目的)

##### 第 1 条

この規程は、NPO 日本消化器がん検診精度管理評価機構 (以下、NPO 精管構) の胃がん X 線検診技術部門資格審査制度規程 (以下、技術部門資格審査制度規程) に従い、同規程第 5 条に定める資格審査として胃がん X 線検診技術部門 B 資格検定制度 (以下、技術 B 検定制度) を実施することで、消化器がん検診のうち主に胃がん X 線検診に関し、基本的な撮影技術と学識を有する診療放射線技師、診療エックス線技師あるいは医師に資格を授与し、検診精度の安定と向上、ひいては国民の健康に寄与することを目的とする。

#### (技術 B 検定制度)

##### 第 2 条

1. NPO 精管構は、技術部門資格審査制度規程および本規程および「胃がん X 線検診技術部門 B 資格検定制度の基準 (以下、技術 B 検定制度基準)」に従って実施する資格審査に合格し、所定の手続きを完了した者に対して「胃がん X 線検診技術部門 B 資格検定制度合格証明証 (以下、技術 B 検定制度合格証明証)」を発行する。

2. 前項の「技術 B 検定制度合格証明証」は、NPO 精管構が他の学術団体などに対し、胃がん X 線検診を担当する基本的な技術を備えるとともに、胃がん検診に関する基本的な学識を有することを証明するものである。

3. NPO 精管構は、技術部門資格審査制度規程および本規程および「技術 B 検定制度基準」に従って実施する資格審査に合格し、所定の手続きを完了した者に対して「胃がん X 線検診技術部門 B 資格検定制度証明証 (以下、技術 B 検定制度資格証明証)」を授与する。

4. 前項の「技術 B 検定制度資格証明証」は、胃がん X 線検診を担当する基本的な技術を備えるとともに、胃がん検診に関する基本的な学識を有することを NPO 精管構が公認するものである。

#### (技術部門 B 資格検定制度実施委員会)

##### 第 3 条

1. 公正かつ円滑な技術 B 検定制度の実施を目的として、X 線検診精度管理・評価委員若干名と支部技師代表ないしは支部医師代表、**または支部医師代表と支部技師代表が推薦する基準撮影法指導講師または基準撮影法指導員**からなる技術部門 B 資格検定制度実施委員会 (以下、実施委員会) を、**毎年度申請書類受け付け開始とともに設置する。毎年 1 月に設置する。**

2. **実施委員会の委員長は、X 線検診精度管理・評価委員会が推薦した者を、X 線検診精度管理・評価委員会の委員長が任命する。**

3. 実施委員会は、技術部門資格審査制度規程と本規程に従って技術 B 検定制度を実施する。

4. 実施委員会は、B 検定制度資格を取得し登録された者が NPO 精管構のホームページに公表された時点で解散する。

#### (実施と公示)

#### 第4条

1. 技術 B 検定は毎年 1 回以上実施するものとする。
2. 技術 B 検定の期日および必要な事項は、毎年度 NPO 精管構のホームページに公示する。

#### (受験資格)

#### 第5条

技術 B 検定を受けようとする者は、次の各号に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 受験を申請する時点で日本国の診療放射線技師ないしは診療エックス線技師ないしは医師免許証を有していること。
- (2) 検定の手続き(第6条の申請書類、第7条の手続きをいう)を満たしていること。

#### (申請書類)

#### 第6条

1. 技術 B 検定を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請書類一式を所定の封筒を用いて所定の期日までに NPO 精管構 7 支部事務局に提出するものとする。

- (1) 技術 B 検定受験申請書
- (2) 胃 X 線検査実施状況調査票

~~(3) X 線フィルム借用ならびに提出申請書—および—胃 X 線フィルム提出許可書~~

(3) 受験票

(4) 診療放射線技師免許証の写ないしは診療エックス線技師免許証の写ないしは医師免許証の写

(5) 資格審査料および受講料の振替払込請求書兼受領証の写

(6) 受験票用返信用封筒

2. 技術 B 検定を受けようとする者は、X 線フィルム借用ならびに提出申請書 および 胃 X 線フィルム提出許可書を X 線フィルムに添付して、検定試験当日、所定の場所に提出するものとする。

3. 前項ならびに前々項の申請書類が提出されていない場合には、技術 B 検定の受験を認めない。

#### (手続き)

#### 第7条

1. 技術 B 検定を受けようとする者は、NPO 精管構本部事務局に申請書類を請求する。
2. 申請書類の請求期間は、原則として毎年度 2 月 1 日から 3 月末日まで第 2 月曜日から 4 週間とする。
3. 技術 B 検定を受けようとする者は、NPO 精管構本部事務局より申請書類一式を受け取り、必要事項を記入した申請書類正 1 通 (NPO 精管構本部事務局保管) に NPO 精管構本部事務局宛の資格審査料と胃がん X 線検診技術部門 B 資格講習会受講料の振替払込請求書兼受領証の写を添付し、それらの写 1 通 (各支部事務局保管) とともに ~~所属する支部事務局に勤務先の住所を管轄する支部事務局に~~提出する。
4. 申請書類の支部事務局受付期間は、~~原則として毎年度 3 月第 2 月曜日から 28 日間とする。~~毎年度 3 月第 2 月曜日から 3 週間とする。
5. いったん納入された資格審査料と受講料は返還しない。
6. 支部技師代表と支部医師代表は申請書類一式の記載事項を点検した後に、NPO 精管構本部事務局に送付する。

(資格審査要件)

第 8 条

1. 技術 B 検定の資格審査の要件は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 申請書類一式
  - (2) 胃がん X 線検診技術部門 B 資格講習会の受講実績
  - (3) 筆記試験
  - (4) 技能検定
2. 筆記試験はマークシート方式とし、その出題範囲は、胃がん検診における X 線検査・撮影法のほか、撮影機器、X 線被曝、胃がん検診に関する統計・集計、癌を中心とした胃疾患の撮影と読影に関連する基本的な臨床・病理学的事項等が含まれる。
3. 技能検定は、技術 B 検定を受けようとする本人が撮影した上部消化管 X 線写真の画質評価をもって行う。

(合否判定)

第 9 条

1. 実施委員会は前条第 1 項第 2 号から第 4 号の実施結果を技術部門検定委員会に報告する。
2. 技術部門検定委員会は技術 B 検定の合否を判定する。

(証明書と登録)

第 10 条

1. 技術部門検定委員会は技術 B 検定の合否結果を、理事長、X 線検診精度管理・評価委員長および申請者の所属する支部技師代表と支部医師代表に通知する。
2. NPO 精管構本部事務局は、技術 B 検定の合否を申請者に通知する。
3. 技術 B 検定に合格した者は、**当 NPO 法人以外の学術団体や組織に対して技術 B 検定に合格したことを証明する「技術 B 検定合格証明証」**ないしは**当法人が独自に技術 B 検定に合格したことを証明する「技術 B 検定資格証明証」**、もしくはその両方の発行を申請することができる。
4. 「技術 B 検定合格証明証」の発行を希望する者は、NPO 精管構本部事務局より所定の発行申請書を受け取り必要事項を記入し、発行料の振替払込請求書兼受領証の写を添えて NPO 精管構本部事務局に郵送する。
5. 「技術 B 検定資格証明証」の発行を希望する者は、NPO 精管構本部事務局より所定の発行申請書を受け取り必要事項を記入し、発行料の振替払込請求書兼受領証の写を添えて NPO 精管構本部事務局に郵送する。
6. NPO 精管構本部事務局は、「技術 B 検定合格証明証」ないしは「技術 B 検定資格証明証」もしくはその両方の発行手続きを完了した者に証明証を発行する。
7. NPO 精管構本部事務局は、「技術 B 検定合格証明証」ないしは「技術 B 検定資格証明証」もしくはその両方を発行した者の全てを、技術 B 検定の資格を取得した者として NPO 精管構に登録する。

(技術 B 検定資格の更新)

第 11 条

1. 技術 B 検定の資格更新は 5 年毎とする。
2. 更新には、技術 B 検定の資格を取得していることの証明を要する。
3. 更新には定められた講習会の受講と技能検定を要する。

4. 更新の可否決定は、技術部門検定委員会が行う。

(更新の保留)

第 12 条

1. 更新に必要な要件が不十分と考えられる場合など、更新ができないときは所定の書類 (胃がん X 線検診技術部門 B 資格更新保留申請書) を請求のうえ提出することにより更新手続きを保留することができる。
2. 保留期間は 1 年ないし 2 年の年度単位とし、最長でも 2 年間を限度とする。
3. 保留期間中は、技術 B 検定資格取得者と呼称することはできない。
4. 保留期間終了後の更新年度から 5 年間を再登録期間とする。

(附則)

1. この規程は平成 23 年 2 月 16 日から施行する。
2. この規程の改廃は、運営委員会の審議により 2 分の 1 以上の同意を得て、理事会の承認を要す。

平成 23 年 2 月 16 日 施行

平成 24 年 月 日 改訂